

新庁舎建設検討委員会 基本計画（素案）質疑書

◎基本計画（素案）に関する質疑事項を記入のうえ、7月31日（水）までに財政課へ提出してください。（持参若しくは郵送）

なお、基本計画（素案）の内容以外は受け付けません。

◎提出された質疑については、次回検討委員会内で共有します。その際、提出者に内容を確認する場合があります。

委員名 長山 和夫 （委員名の記載が無い質疑書についてはお答えいたしません。）

ページ	項目 (行目)	質疑内容	備考
全体		<p>7月23日（火）に開催された第6回検討委員会の席上で、事務局からこの質疑を7月31日（水）までに財政課へ提出してほしいとありました。</p> <p>庁内の各会議で検討がしっかり行われていて質疑数が少ないのならば、それも難しくはなかったのですが、以下に記述したように質疑の量が半端ではありません。これだけのものをたった1週間で出すのは大変な作業です。</p> <p>大変になったのは「新庁舎建設庁内検討プロジェクトチーム会議」及び「新庁舎建設庁内検討会議」の検討が十分行われていないからです。この素案全体から「町の各検討会議のやる気の無さ」が感じられます。私がそう感じた理由はもっと後で述べることにします。</p>	
表紙	タイトル等	<p>基本構想（素案）から基本構想（案）までの経過で、最終更新日ごとの表紙タイトルを見てください。最初の9月22日、次の11/30、12/19、そして最終更新日が赤字の2024.1.15で赤字の（素案）が二重線で消され、赤字の（案）になりました。</p> <p>それまでの各表紙裏には、目次と書かれたすぐ下は「序章 はじめに」とあります。これが委員会で審議されてきたものです。私を含めて委員の皆さんはこのまま基本構想（案）になると思っていたはずで</p>	

		ところが黒字の「最終更新日：2014.1.15」の基本構想（案）での表紙裏には、目次の下に「第一編 新庁舎建設基本構想」と入っています。検討委員に説明の無いまま変更になっています。	
表紙	タイトル	「基本構想及び基本計画（素案）」ではなく、「基本構想（案）及び基本計画（素案）」ではないでしょうか。	
目次	章番号	これまで漢数字を使っていません。いつの間にか変わっています。	
26	2 財源	表の体裁を変えたのはなぜですか。	
30	第一章 新庁舎の導 入機能	<p>(1) 2行目に「基本構想に示す4つの基本方針に基づき・・・」と書かれています。基本方針の順番や項目、内容を基本構想のものと整合させていますか。</p> <p>(2) 「今後、本章に示す考え方を踏まえながら検討を深め、基本設計に反映することとします。」とありますが、変な書き方です。</p> <p>「本章に示す考え方」は基本計画の中の記述ですから、「基本計画そのもの」です。よって、これを使って書き換えると概ね次のようになります。</p> <p>「今後、本章（基本計画）に示す考え方をもとにさらに検討し、基本設計に反映します。」</p> <p>つまり、「完成した基本計画をさらに検討して基本設計に反映する。」と書いていることになります。これはいただけません。</p> <p>「基本設計に反映できるのは基本計画だけです。」それをさらに検討したものを基本設計に反映することはできません。だから今、基本計画の中身をしっかり検討することが必要なのです。</p>	

30	9～10 行目	<p>①利用者の動線に配慮した利便性の高い窓口</p> <p>「利用者が多い窓口を一つに集約することで・・・」とあります。どの窓口の集約が必要かは該当する複数の課員が一番良く知っているはずですから、それらを基本計画で示すべきです。</p> <p>また、来客数が一番多いのは町民課だと思いますが、その利便性を向上させるため、庁舎玄関直近に配置することが基本とはなりませんか。</p>	
30	11 行目	<p>「分かりやすい案内表示」は 31 ページ 16 行目の「④分かりやすい案内表示」で統合してはどうですか。そうすると、7 行目の「(1)分かりやすく利用しやすい窓口」は「利用しやすい窓口」になりませんか。</p>	
31	3～4 行目	<p>「ゆとりのある通路幅」は各課の経験値で良いので仮の数値でも示すべきです。</p> <p>また、点字ブロックを安全に設置するためにも通路幅は重要です。先行地視察で見た（知った）数値を入れることもできるはずですよ。</p>	
31	8 行目～	<p>②安心して利用できるトイレ</p> <p>多機能トイレの面積や機能は道の駅しちのへの 24 時間トイレからも連想できると思いますので、内容を具体的に入れるべきです。</p>	
31	下から 3 行目	<p>点字ブロックは通路のほぼ全長にわたり設置が必要になり、さらにこれと直角方向に窓口へと続く点字ブロックを設置しなければなりません。</p> <p>意外かもしれませんが、点字ブロックの僅かな高さで高齢者だけでなく若い方でも踏くことが多いのです。どうすれば安全で効果が高い誘導ができるかを十分に考えておく必要があるところです。</p> <p>ネット検索すると、点字ブロックとソフト誘導ソフトマット（視覚障がい者が開発）との併用、圧力センサー付きブロックと音サインの組み合わせによる案内、コード化ブロックと AI 及びスマホアプリを使った音声誘導などがあるそうです。</p>	

32	1 行目 項目(3)	項目(1)から項目(4)のうち、この(3)だけが「休憩スペースの設置を検討します。」になっています。基本構想(案)の基本方針1では「来庁者の憩いの場や子育て世代が利用しやすいキッズスペース」に相当する部分ですが、基本計画の段階で「検討」とはどういうことでしょうか。求められる各室の面積や配置の検討結果を示すべきで、先送りは許されません。	
32	6 行目～ 項目(4)	車いすを利用される方等への対応として、「駐車スペースから庁舎内までの連続した場所がバリアフリーでなければ意味が無いように思えます。点字ブロックで車いすの車輪が取られるなどの障害も起きています。もっと具体的な内容を入れるべきです。	
33	2 行目 項目(1) 耐震性能の 確保	<p>「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」は、「国家機関の建築物及びその附帯施設」に適用される基準であり、これを地方の役場に適用するのであればその理由を入れるべきです。</p> <p>また、構造体、建築非構造部材、建築設備のすべてで最上位を選択していますが、最上位は国家機関の建築物の中でも重要度が非常に高い建築物が対象です。すべてが建築費に反映されることから、「耐震安全性の目標」のⅠ類とⅡ類を比較して合理性のある類とすることが必要な箇所ではないでしょうか。</p>	
34	1 行目 ② 構造形式の 比較	<p>(1) 実施設計と同時に行う地質調査での敷地地盤の特性を踏まえて構造形式を選定すると思いますが、地質調査を先に行い、その後、地質調査の結果を実施設計に反映して階層及び構造を決めるのではないですか。</p> <p>(2) 町が想定しているのは2階建てと思われませんが、2階建てで免震構造とした市町村がありますか。</p>	
35	(2) 非常用電源 の稼働時間	(1) 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を見ると、災害発生時に電力途絶は1週間程度とあり、非常用電源の確保は「72時間から1週間程度」とあります。電力が回復しても計画停電等があることを想定すべきです。72時間で本当に良いのですか。	

		<p>(2) 非常用電源を、原動機による自家発電設備とする場合は、できれば庁舎外の別棟に設置した方が良いと思われます。(運転時の騒音と振動対策、燃料の備蓄対応)</p> <p>(3) 例えば原動機による自家発電の燃料が軽油などの危険物の場合、一日の使用量によっては消防法上の許可施設として整備する必要があります。また、燃料の備蓄(貯蔵)場所についても地上にするか地下にするかなどを含め、許可施設としなければならない場合がありますのでしっかり検討しておかなければなりません。</p>	
35	(2) 防災拠点としての機能	<p>10行目以降に「非常食や資器材の備蓄については、適切な保管場所や規模を検討します。」とあります。</p> <p>災害はいつやって来るか分からないのですから、現時点で非常食や必要資器材の種類、必要数、どのように備蓄するのかが決まっていなれば怠慢ではないでしょうか。最新の町の防災計画ではどうなっているのですか。それをもとに数値化してどう備蓄するかを示すべきです。</p>	
35	(2) 防災拠点としての機能	<p>このページに追加すべき事項を記述します。</p> <p>(1) 今はどうなっているのかは不明ですが、閉庁しているときに町役場に電話したことがあります。電話に出たのは警備員で、緊急時の連絡が出来なかった経験があります。</p> <p>夜間又は閉庁時における災害発生時の初動対応体制を早期に確立するため、いわゆる「宿直者」を置く必要性はありませんか。</p> <p>最低2名程度の宿直者を置くとすればこれに対応できそうですが、「宿直室」が必要になります。女性も宿直するならば女性用宿直室が必要です。</p> <p>(2) 労働安全衛生規則により休養室(体調不良となった職員が横になれる場所)の設置が義務付けられているかと思えます。宿直室を昼間の休養室と兼用することを考えても良いではありませんか。</p>	

36	(2) 執務環境	(1) 無線 LAN 環境の整備とありますが、無線は常時外部に漏れています。セキュリティ対策が難しいと聴きます。どのようにセキュリティ対策をするのか示すべきです。 (2) 下から 3 行目で備品関係は現庁舎備品の再利用も考慮するとあります。「もったいない精神」は大事ですが、ピカピカの新庁舎に古い備品が似合うのでしょうか。(倉庫の中などは目立たないのでしょうか)	
37	②文書及び 情報管理	この項目は「基本構想(案)の基本方針」に入っていない。	
37	③ 会議室	この項目は「基本構想(案)の基本方針」に入っていない。	
37	(3) 福利厚生 機能	休憩室や更衣室等の整備による職場環境の向上を図るとありますが、職員のアンケートまでしたのに具体性がありません。 例えば現在、昼食はどこで摂っているのでしょうか。「執務室内で食事」とはいきません。休憩室と食事をする室を兼用するとして、仮に職員数 180 名が二交代の時間差で食事する場合は 90 名分の面積です。人数が分かれば付帯施設を設けても休憩室のおおよその面積が出ませんか。一人当たり約 2 m ² とも言われていますが参考になりますか。 (180 m ² が簡単に捻出できない場合は会議ができる多目的室として兼用する方法もあるのではないのでしょうか)	
38 39	(4) 議会機能 ①及び②	この項目は「基本構想(案)の基本方針」に入っていない。 その上で、「レイアウトパターン、床形式いずれも基本設計において決定します。」とあります。自分たちが使う施設になるのに設計者に丸投げするのは、やる気の無さを感じさせる部分です。 そもそもバリアフリー化するのであり、車椅子を使われる議員が誕生するかもしれません。床形式はフラット形式以外の選択は無いと思います。 基本構想(案)で参考値ですが 560 m ² となっているのですから、面積の割り振りはそれほ	

		ど難しいことではないはずです。また、南部町の議員数は16名で七戸町と同じです。新庁舎内に議会関係が入っているので参考にして計画案をつくるべきです。	
40 41	(1) 環境負荷の 低減	<p>(1) 「ランニングコストや費用対効果を比較検討しながら、本町に適した手法を導入します。」とあるが、基本計画（素案）の段階でこれから検討するというのは考えられない。</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの活用について、その種類は示しているが、実際に導入可能なものがどれになるのかが全く示されていない。また、これらで創エネルギーをするのか省エネルギーをするのかの検討もされていない。</p> <p>今、本庁舎にある太陽光発電は発電した電気をどのように利用しているのでしょうか。設置年度（経過年数）、設備の初期コスト、ランニングコスト、設備容量、年間の発電量、売電しているならその年間の発電量とその金額を示すなどして効果を示すことができるのではないですか。</p> <p>(3) 南部町の新庁舎建設では空調・融雪用として直径25cm、長さ300mの井戸を6本掘ったようです。実際にどのように使うのかは不明ですが、地熱を利用する省エネルギー用と思われます。町が情報を得ているのであれば、参考に検討できるはずです。</p>	※平川市に訂正
44	1 階層計画	平屋建てとして配置した場合に「来庁者用駐車場2,200㎡が確保できない」とあるが、確保できない具体的な説明を示してもらいたい。	
45	1行目～ 検討の結果 の記述内容	<p>(1) 2階建てにする理由（上欄と同じ）</p> <p>(2) 「具体的な階層の計画は、今後の基本設計において決定します。」とあるが、基本構想（案）の24ページに、「詳細な空間（フロア）構成は基本計画段階で検討します・・・」とあり、これでは基本構想（案）を無視することになる。</p>	
46	2 平面計画 平面コア	<p>(1) この模式図の避難動線は執務室からコアに向かって引かれています。これは来庁者の避難より職員の避難を優先するという考え方ですか。</p> <p>(2) 避難に関しては「避難階での避難」と「避難階以外の階（地階、2階以上の階）での避難」があり、どちらも最終避難先は屋外が原則です。この模式図は後者のものよう</p>	

		<p>ですが、両者を載せて比較すべきではありませんか。</p> <p>(3) 平面コアタイプの比較表で、片側コアはどちらも「避難動線は一方向になる」になっています。通路をコアに接続すれば二方向になりませんか。</p> <p>(4) 平面コアの比較をしているのですから、ここで採用案を示すべきです。</p>	
46	2 平面計画	<p>1 執務室をはじめ各室等の面積と配置がまったく検討されていません。</p> <p>基本構想（案）の23ページの下2行に、「・・今後、策定する基本計画において効率的な執務空間を検討するとともに、平面計画により精査を行います。」とあるので、ここで案を出さなければなりません。</p> <p>2 平面計画案をつくる手順は次のようになるかと思えます。</p> <p>(1) 基本構想（案）の24ページの(4)空間（フロア）構成に配置の考え方の基本が既に決められている。</p> <p>① 窓口部署はできるだけ低層階に配置する。</p> <p>② 町長室、副町長室、教育長室や行政の管理的な事務を行う部署は、業務上のつながり等を考慮し、同一階に配置する。</p> <p>③ 町長室、副町長室、教育長室や防災担当部署に隣接して危機管理室等を配置する。</p> <p>④ 本会議場、委員会室、議員控室、議会事務局などの機能は同一階に集約する。</p> <p>そして①に加え、30ページの基本方針で、「住民票や戸籍に関する手続き、税金及び福祉関係など来庁者の利用が多い窓口を一つに集約する。」とあり、その利便性をさらに向上させるにはそれらを庁舎玄関近くに配置することになるでしょう。</p> <p>(3) あとは利用者の多い窓口かどうかを判別し、利用者の少ない窓口は1階の別部分に配置するか1階以外に配置すれば平面計画は順次進みます。</p> <p>(4) そして、基本構想（案）の22ページ(2)新庁舎面積の算定で「総務省の基準で出した表」と「国土交通省の基準で出した表」を載せましたが、これを使って前(2)で述べた①～④と各室の職員数（人数）に該当する床面積を掛けていき、各室の面積を出します。それらの面積の合計と共用部分の面積との合計が、2階建てであれば2,400～2,500㎡以内に</p>	

		収まるようにすれば、粗いですが平面計画案ができます。それができれば同時に立体計画案もできるはずです。	
47	3 構造計画	<p>1 「構造の選定を基本設計において検討します。」とありますが、庁内各会議で検討していないだけです。基本構想（案）と、このページの分類表から自ずと構造案が絞られてきます。</p> <p>(1) 基本構想（案）16ページ基本方針1に、求められている機能・設備に「窓口のワンフロア化」とあります。</p> <p>(2) 同じく17ページ基本方針3には、「オープンフロアを基本とした働きやすい執務空間」とあります。</p> <p>(3) さらに、前(1)及び(2)を受けた基本計画（素案）36ページ(2)執務機能に、「執務空間を間仕切り壁で分割することは原則行わず、見通しの良いオープンフロアを基本とします。」とあります。</p> <p>(4) 前(1)から前(3)まではオープンフロア化するとの記述であり、47ページの分類表で平面計画の自由度欄を見れば、オープンフロア化が容易にできそうな構造は「鉄骨造（S造）」です。これが構造案ではないですか。</p> <p>2 この分類表の縦の項目に、防火区画、内装制限を追加して検討してもらいたい。</p>	
49	2 設計者選定方式について	<p>(1) 「・・・プロポーザル方式を採用することとします。」とあります。</p> <p>私がこの質疑の最初に、「この素案全体からは「町の各検討会議のやる気の無さ」を感じます。」と書いた理由がここにあります。</p> <p>48ページで事業手法を「設計・施工分分離発注方式」を採用するとしています。そして分離した設計（実施設計）をプロポーザル方式でやれば、あとはできの良い提案を出してきた設計者に実施設計を任せるという流れです。</p> <p>つまり、この基本計画（素案）作成で七戸町として決めなければならない、①防災拠</p>	

		<p>点としての構造形式、②非常食や資器材の備蓄のための保管場所や規模、③議会議場のレイアウトパターン・床形式及び傍聴席、④環境負荷対策、⑤省エネルギー対策、⑥再生可能エネルギー活用対策、⑦平面計画（各室の面積及び配置等）・階層計画、⑧建物の構造計画など多岐にわたる項目を実施設計に丸投げするという他にありません。</p> <p>基本設計を行う際に、施主側（町民と町役場）が設計者に与える条件を整理・構築しておくのが基本計画ですから、施主側がしっかり検討しておかなくてはなりません。</p> <p>(2) 設計者選定方式の比較表に、「技術提案書の評価が最良の者を設計者として決定する。」、「設計案でなく設計者（能力）で選定しているため、・・・」とありますが、自分たちで案も決められない者が技術提案書の評価や設計者の能力を判定できるのでしょうか。見た目がキラキラしたカッコ良い提案に流されてしまう可能性が大きくなります。そうならないように基本計画で「自分たちの考え方」をしっかり持つておく必要があります。個人の住宅建設を考えてみてください。間取りや暖冷房の方法、導入する電化製品、予算、ローンなどを人任せにする人はいません。新庁舎建設も同じではないですか。自分たちが使う施設の基本的な考え方は自分たちで決めておくのです。</p>	
50	3 財政運営への影響	<p>(1) 起債（借金）残高の推計グラフと元利償還額（借金返済額）の推計グラフは完済年度までにすべきです。</p> <p>(2) 町の財政の基本は町民一人ひとりです。町の人口が減る一方での大事業を行うのですから、人口の推移に従い町民一人から見た起債（借金）残高と元利償還額（返済額）のグラフがあれば、この事業がどういうものが分かるのではないかと思います。「人口推移の折れ線グラフ」と人口一人当たりの「起債残高推計と元利償還額の推計グラフ」とを一緒にしたグラフで別に入れることはできますか。</p>	
52	4 建設スケジュール	<p>(1) 26 ページのスケジュール表で「基本構想 基本計画」と「基本設計 実施設計」の間にある「各種検討」が 52 ページのスケジュール表にありません。以前に、この「各種検討」は何をするのかを確認しておく必要があるとっていたので</p>	

		<p>すが、聴き忘れてしまいました。</p> <p>「基本構想 基本計画」はそのまま基本設計に反映されるべきですので、「各種検討」は無くても良いものです。念のためここに記しました。</p> <p>(2) このスケジュール表と 24 ページのスケジュール表は似て非なるものです。</p> <p>R 6 年度中にある「オフィス環境調査」と R 7 年度にある「地質調査」、同じく「オフィス環境計画」は 24 ページにはありません。</p> <p>決めなければならない事、やらなければならない事が精査されないまま場当たりで小出しされているように感じます。</p> <p>(3) 「基本構想・基本計画」は基本設計の際の設計図とも呼べるものです。また、「基本構想・基本計画」の中にはオフィス関係が含まれています。「基本構想・基本計画」と「オフィス環境計画」とはどのような関係になりますか。</p>	
--	--	---	--